

市民運動の勝利！ IWD東亜熊本が「撤退」表明

ビクトリー！

弁護士 板井俊介（熊本県弁護士会）



市長をはじめとする市民が、水俣市内で氣勢を上げる様子

1 市民の勝利を決定づけた 撤退表明

「海の水俣病だけでなく、山の水俣病まで起こすつもりか」。2003年に突如として浮かび上がった水俣市山間部での産業廃棄物処理場設置計画に対し、水俣市民は、この5年間、一致団結して闘った。56もの市民団体が参加して「産廃阻止！水俣市民会議」を立ち上げ、市をあげて反対運動を展開してきたのである。

その結果、2008年6月23日、産廃計画をした事業主体の一つである東亜道路工業が「今後の事業の見通しが立たない」として、事業を中止する旨発表するに至った。

これにより事業中止が決定的となった。その3日後の6月26日、IWD東亜熊本が条例に基づく熊本県への事業中止の届け出を行い、法的にも事業中止が確定的となった。

私は、15歳まで水俣市で育ったが、このような市民一丸となった運動は初めて経験した。水俣市に帰っ

ても、昔の仲間と一杯やりながら産廃の話題を語ることができた。市民の誰もが、日頃から「産廃はいかんよ」と発言できた。水俣病問題では、そのような雰囲気はまったくなく、誰も水俣病のことについて触れなかったものである。

その意味で、この産廃運動は、おそらくは水俣市の歴史上、初めての市民全体での運動であり、そして、大いなる勝利を取めた点で、私自身も大変誇りに思う事件である。

2 産廃問題に関する中止勧告への抗議行動

産廃問題に対し、多くの市民が決起するに至ったのは、2004年3月に、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書を一般市民が縦覧できるようになってからである。この段階で、それまでは単なる噂の範疇に止まっていた巨大産廃の建設地や規模が明らかになった。

このときの水俣市長は江口前市

長であったが、江口市長は、「産廃には中立」とする建前を取ってはいたものの、実際には、市民団体が反対運動を展開し始めると「反対しても産廃は止まらない」などと表明して、事実上、産廃推進の立に等しい姿勢であった。

そのような中で、2005年11月4日、江口水俣市長は、産業廃棄物処理場に関する市民集会を中止するような勧告を行ったことが明らかになった。これは、水俣市が市民の集会の自由を直接的に弾圧する行為であり、憲法21条に抵触するものとして抗議行動を行った。その後、産廃問題に対する水俣市民の運動には凄まじいものがあり、2006年の市長選挙で産廃反対を公約に掲げた宮本現市長が誕生して以降、官民総ぐるみで産廃反対運動を展開した。

3 事業者説明会での動き

熊本において、この産廃処分場計画を担ってきたのは、東亜道路工業の子会社である株式会社IWD東亜熊本であった。それは、まさに水俣産廃建設のために設立された会社であった。2005年11月9日、現地水俣市において、このIWD東亜熊本は最初の事業者説明会を開いた。

これに先立ち、産廃問題のエキスパートとして、福岡県久留米市の馬奈木昭雄弁護士が水俣市から招かれた。馬奈木弁護士は、熊本からも私を含む4名の弁護士を招集した。馬奈木弁護士の言葉は非常に説得力あるものであった。

「事業者説明会における争点は、

その後の県とのやり取りでも、裁判でも同じく重要な争点になる。何度も何度も、同じことを訴えるのだ」。私の大先輩である馬奈木弁護士は、水俣市役所の会議室で、多くの水俣市民と私たちにそう語った。それを積み重ねる中で、我々市民が確信を持ちながら訴えることが重要であるとの教えだった。そのことは、会議に参加していた者すべてを納得させ、市民はその言葉を実践した。

そして、説明会場での馬奈木弁護士は、恐ろしいほどの迫力で事業者を追立てた。水俣市民は大いに励まされたことであろう。私は、いつも、馬奈木弁護士のそばでヤジを飛ばすくらいのことしかできなかったが、馬奈木弁護士には、目の前で本当に素晴らしい「お見本」を見せていただいたという思いである。

馬奈木弁護士の姿を見て、産廃問題は市民と一緒に闘わなければ勝利できないこと、そして市民と一緒に闘うためには、必ず事業者説明会で反対派が勝利する必要があることを知った。

4 熊本県を説得した水俣市民の力

そのような中で、誠意のない事業者の態度に怒りを募らせながら、水俣市民は、必死に熊本県を説得した。また、各分野の人々が役割分担し、その後提出された環境影響準備書に対する徹底的な反論と不備の指摘を行った。

その結果、2008年3月、熊本県（潮谷義子知事、当時）は、IWD東亜熊本が環境影響評価法に基づいて提出した環境影響準備書に対し、地下水や地質、希少猛禽類などに与える影響などの調査が不十分とする43項目にも及ぶ知事意見書を提出するに至った。注目すべきは「水俣市長及び市民等の生活環境への影響を懸念する意見及び水俣病の過ちを二度と繰り返してはならないという思いに配慮し、適切に対応されるよう強く望みます」という意見書前文で

あった。

この意見書の内容は、熊本県においても「なぜ、あえて水俣に産廃を作る必要があるのか」という意向を持っていることを示すものとして、相当地に大きなインパクトを与えた。

5 草の根立木トラスト運動

さらに、私は、草の根運動として、処分場計画予定地に続く道路建設予定地に立つ木を市民で買い取って道路拡張を阻止する運動（立木トラスト運動）のための学習会で講師を務めたりした。聞くところによると、琵琶湖空港の反対運動をお手本にしたということである。

日中の裁判業務を終え、水俣市の学習会場に出向くと、多くの方々が集まっていた。水俣病問題では、いわゆる訴訟派ではない方々も多く集まってくださる姿を見て、私は感無量であった。

6 ある市民の言葉

事業計画中止決定後、ある水俣市民の方から私宛に届いた手紙の中に、以下のような言葉がある。「今回の運動を通して得たものも数多くあります。その一つは、市民が一致団結して行動すれば、大きな力となることを市民自身が感得したこと、そして政治をすることは究極的には市民自身であることを知ったことです」。

現在も続く水俣病問題では、かつては水俣市民が一致団結することが困難な状況に追い込まれ、水俣市民は、水俣病という地域の問題に対して無力感に苛まれた歴史がある。そして、水俣病問題の運命を、結局は、原因企業を擁護した国が左右してきた事実を見せつけられた水俣市民には、政治に近づくことすらできない失望があったのではないかとすら思うのである。しかし、今回の産廃阻止運動の中で、水俣市民は、民主主義に対する絶望から、一歩、いや、二歩も三歩も大きく抜け出したのである。

私にこの手紙を下さった方も、率

直に言えば、これまでの水俣病問題においては訴訟派の弁護団には近づかない方だったと思う。もしかしたら、産廃問題がなければ交流を持ち得ない方だったかもしれない。しかし、いま、水俣ではそのような垣根を越えた連帯が生まれつつあり、時代は大きく変わってきている。

7 地元の自然に根ざす民意が地元の環境行政を動かす

2008年9月11日、蒲島熊本県知事は、熊本にある清流川辺川に建設を予定されてから42年の年月を経た川辺川ダムに、熊本県としてダム反対、白紙撤回の意思を表明した。この意思表示は、当初の多くの予想を良い意味で裏切るものであったが、その根底には、地元の意向を尊重という理念があることは間違いのない。地元の問題は地元が決めるという政治の在り方を大きく進展させるきっかけにしなければならない。その意味でも、水俣産廃での勝利の教訓を今後多くの方々に広めることが重要である。

水俣市は現在も、ノーモア・ミナマタ訴訟に代表される水俣病患者の未救済問題、チッソ水俣工場から廃出されたダイオキシン処理問題など、いくつもの課題を抱えている。しかし、これらの問題も、結局は、地元の民意を大きな推進力として解決すべき問題である。

私たち環境問題に携わる法律家は、勇気を持って地元の民意を表明する人々とともに歩き、寄り添い、そして民意が通る最後の最後まで闘い続けるしかないと考える。地元の自然に根ざす民意に基づいた政策決定こそが環境行政のあるべき姿である。いつの日か、そのような日が訪れると信じたいと思う。

これまで水俣産廃問題をご支援下さった方々には、ノーモア・ミナマタ訴訟などの水俣病問題において、更なるご理解ご支援をお願いして私の報告を終える。